

令和7年加美町議会第2回定例会会議録第3号

令和7年6月11日（水曜日）

出席議員（15名）

1 番	田 中 草 太 君	2 番	早 坂 潔 君
3 番	今 野 清 人 君	4 番	佐 藤 圭 介 君
5 番	早 坂 伊佐雄 君	6 番	早 坂 忠 幸 君
7 番	三 浦 又 英 君	8 番	伊 藤 由 子 君
9 番	木 村 哲 夫 君	10 番	三 浦 英 典 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	伊 藤 淳 君
13 番	米 木 正 二 君	14 番	高 橋 聡 輔 君
15 番	味 上 庄一郎 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	石 山 敬 貴 君
副 町 長	千 葉 伸 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木 実 君
危機対策課長	早 坂 卓 君
企画財政課長	内 海 茂 君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄 司 一 彦 君
ひと・しごと推進課長	橋 本 幸 文 君
町 民 課 長	西 山 千 秋 君
税 務 課 長	猪 股 良 幸 君
農 林 課 長	尾 形 一 浩 君
農業振興対策室長	我孫子 裕 二 君
森林整備対策室長	後 藤 勉 君
商工観光課長	阿 部 正 志 君

建設課長	村山昭博君
高齢障がい福祉課長	森田和紀君
地域包括支援センター所長	川熊裕二君
保険健康課長	武田明美君
こども家庭課長	鎌田征君
上下水道課長	塩田雅史君
会計管理者兼会計課長	相澤栄悦君
小野田支所長	伊藤一衛君
宮崎支所長	鎌田裕之君
総務課参事兼課長補佐	内出泰照君
教 育 長	鎌田稔君
教育総務課長	遠藤伸一君
学校教育環境整備推進室長	渡辺信行君
生涯学習課長	佐々木功君
農業委員会会長	板垣文一君
農業委員会事務局長	佐藤登志子君
代表監査委員	田中正志君

事務局職員出席者

事務局長	青木成義君
次長兼議事調査係長	尾形智弘君
主幹兼総務係長	猪股直人君
主 事	千葉奏衣君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第 1号 令和6年度株式会社加美町振興公社決算について

第 4 報告第 2号 令和6年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

第 5 報告第 3号 令和6年度株式会社かみでん里山公社決算について

- 第 6 報告第 4 号 令和 6 年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 7 報告第 5 号 令和 6 年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 8 報告第 6 号 令和 6 年度加美町下水道事業会計繰越計算書について
- 第 9 承認第 4 号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）
- 第 10 承認第 5 号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 11 承認第 6 号 専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第 12 議案第 67 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 68 号 加美町集会所条例の一部改正について
- 第 14 議案第 69 号 加美町下水道条例の一部改正について
- 第 15 議案第 70 号 加美町水道事業給水条例の一部改正について
- 第 16 議案第 71 号 物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ等共同調達（i O S ・購入））
- 第 17 議案第 72 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度加美町立小野田小学校送迎用スクールバス購入）
- 第 18 議案第 73 号 物品購入契約の締結について（令和 7 年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）
- 第 19 議案第 74 号 令和 7 年度加美町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 20 議案第 75 号 令和 7 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 21 議案第 76 号 令和 7 年度加美町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 22 議案第 77 号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 23 議員派遣の件について
- 第 24 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで

午後２時００分 開議

○議長（味上庄一郎君） 皆様、ご起立ください。

よろしくお願いします。

ご着席ください。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、農業委員会会長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

農業委員会会長。

〔農業委員会会長 板垣文一君 登壇〕

○農業委員会会長（板垣文一君） 本日、貴重なお時間をいただきましたことに感謝を申し上げます。

４月１日の農業委員会総会におきまして、会長に選任され、就任をいたしました板垣文一です。前期に引き続き会長を務めさせていただくことになりました。これから３年間、農業委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

昨年から米価の高騰、そして備蓄米放出に関しまして、毎日ニュースでの話題に事欠かないというところがございます。消費者だけでなく、我々農業者にとりましても不安を感じている、そういうところがございます。農業者にとっても経営圧迫しないよう米の価格が安定し、一日も早く安心して耕作できる状況になってほしいと願っております。

さて、農業委員会では、加美町の農地、将来も農地として残し、活かし、耕し続けるために、今使われている農地を使えるうちに使える人につないでいくという方向で最適化活動という取組を行っております。農業委員、そして農地利用最適化推進委員一丸となって取り組んでおります。昨年度の地域計画策定におきまして、10年後の目標地図を作成いたしました。しかしながら、加美町の認定農業者、この10年で90人ほど減っております。地域の担い手が減少する中で、現在、農地を維持していくことは大変難しくなっております。所有者と担い手をつなぐため、今後、農業委員、最適化推進委員が地域に入っていくまして、農業者の皆さんと共に農地利用の今後について話し合いを行ってまいりたいと考えております。その際はぜひ議員の皆様にもご参加をいただきまして、ご意見を頂戴できればと思っております。

今後とも委員会活動にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 続きまして、高齢障がい福祉課長より発言の申出がありますので、こ

れを許可いたします。高齢障がい福祉課長。

○高齢障がい福祉課長（森田和紀君） 高齢障がい福祉課長でございます。

昨日、6番早坂忠幸議員の一般質問の中で、公立加美病院の収支状況について、令和7年度の予算において9,000万円の赤字予算でスタートしており、どのように対処するのかについて、答弁漏れがありましたので、ご説明いたします。

公立加美病院の事業会計予算の仕組みについてご説明をいたします。

公立加美病院におきましては、企業会計予算として予算編成を行っております。企業会計予算の中で認められておりますキャッシュフロー、資金繰りの状況の中で、預金残高があることで赤字予算を編成するということが認められておりますので、付け加えてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（味上庄一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番沼田雄哉君、12番伊藤 淳君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（味上庄一郎君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告10番、14番高橋聡輔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔14番 高橋聡輔君 登壇〕

○14番（高橋聡輔君） それでは、本日1人のみの一般質問となりましたが、通告順、会議日程順ということでございます。しばしの間、お付き合いいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

通告どおり大綱2問の一般質問を行いたいと思います。

1問目につきましては、街なか空き家活用事業についてでございます。

令和3年度に積水ハウス株式会社と包括連携協定を締結し、令和4年度から積水ハウス株式会社より地域活性化起業人の受入れを行い、商店街における空き地、空き家、空き店舗の利活用並びに町営住宅等の計画検討などを行ってまいりました。地域活性化起業人の受入れ最終年度となった令和6年度は、中新田地区地域優良賃貸住宅整備事業基本計画策定及びPFI導入

の可否、可能性調査業務を委託して行ってきましたが、今後の取組に対して以下の点について伺っていきたいと思います。

(1) 3年間の地域活性化起業人の成果について、議会、住民にどのような形で報告を行うのか。

2つ目といたしまして、総務産業常任委員会において、令和7年度に事業手法の検討や土地取得アドバイザー業務の発注を検討しているとの説明があったようですが、町としてはどのような青写真を描いているのか。また、町長の考える商店街の活性化や和と美のまちづくりについてどのように結びついていくのかでございます。

この件につきまして、この1問目の質問に関しては、複数年度行ってきた事業に対して、執行部には町民、我々議会に対して報告の義務があると思ひまして質問させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 本日、定例会最終日でございます。改めて、最終日、皆さん、よろしくお願い申し上げます。

ただいま高橋議員から、街なか空き家活用事業について、項目にしまして2つご質問をいただいております。

初めに、地域活性化起業人の成果をどのような形で報告するのかということに対しましてお答えさせていただきます。

これまで地域活性化起業人として積水ハウス様より社員派遣をいただき、商店街における空き地や空き家等の利活用や、町営住宅、特に地域優良賃貸住宅の導入について検討を重ねてまいりました。

議会と住民への報告についてですが、令和6年度の成果物、私どもは受け取っておりますけれども、その調査業務内容を踏まえながら内容自体を検討している段階でございます。今後、事業を行う・行わないも含めまして、その方針等ができましたら議会へ報告させていただく、そのような考えでございました。また、事業の対象となっている地域の方々や関係する商店の方々に対しても、相談も含めまして同様に今後報告していかなければならないと考えております。

2番目につきまして、5月15日に開催された総務産業常任委員会において本事業の業務内容とスケジュール等について説明し、ご意見等をいただいておりますが、それらを踏まえた上で町はどのような青写真を描いていくのかといったご質問に対してお答えさせていただきます。

令和6年度事業でPFI導入可能性調査を検討した結果に基づきまして、令和7年度においては詳細に事業の内容を検討させていただきながら、この事業の実現可能性といったものを現在模索している段階でございます。

総務産業常任委員会では、住宅整備事業と併せ、商店街の活性化も一つの事業として進めるようにといったご意見もいただいております。

町としても、住宅整備とともにソフト面や運営形態の仕組みを構築することが重要であると捉え、これらの点を合わせて面をつくり出す、具体的には住宅整備事業などのハード面と商店街の活性化を図るソフト面の両輪が共に回ることにより、商店街と地域がなじむ和と活気のある美しい風景が美に通じるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

付け加えますと、中新田商店街全体の絵柄、これからどのように活性化を行っていき、また商店街を、リノベも含めましてですけれども、やっていくかといった大きなデザインというものを活性化委員の皆様等を中心に協議している段階でもございます。

そのような中におきまして、今回の事業を組み込むことができるか否か、または当然にコストパフォーマンスも含めましてそれが有効であるかといったこともしっかりと検討していかなければいけないと考えております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） それでは、随時再質問させていただきます。

まず、地域活性化起業人制度というものは令和6年度で終了となりました。街なか空き家対策が一丁目一番地といいますか、この事業の中心となっておりますが、この事業というのがなかなか分かりにくい起業人の契約だったと思います。

まず、活性化起業人、今回3年の任期が終了して、現在帰られているという状況にあると思いますが、この任期を延長することは実質可能だったのでしょうか。また、制度上どのような形になっていたのか、この点についてまずお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。よろしくお願いします。

ただいま高橋議員から起業人の契約のことについて、もう少し延長できなかったのかというご質問をいただいております。

令和4年11月から令和7年10月までという3年の当初契約でございました。しかしながら、2年5か月でもって今年の3月31日で会社に、積水ハウスに帰られたという状況でございます。

背景といたしましては、積水様でもお辞めになった方とか人材不足、そういったところで職員が足りないという状況もあって、引き上げてくれということだったと認識をしております。そういった中で、もう少しいてくれという慰留もしたところではありますが、会社の都合ということで、そちらを優先したということでございます。

積水様と町につきましては包括協定を締結していますので、社員がお帰りになっても事業についてのアドバイスは継続していただけるという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 今、私の質問とかみ合っていないところも一部あったと思うんですけども、制度上、延長することができたかどうかというところを明確に答えていただいてないと思います。その中で、2年半という期日の中で積水に帰られたというお話でございました。

今回上程されています補正予算の中に、地域活性化起業人派遣負担金ということで2月定例会で330万円の予算計上をしておりましたが、今回の補正予算でこの330万円が減額補正されているということになっております。そうなった場合、もう半年間、本当はいていただく可能性があったにもかかわらず、積水さんの関係で戻られたというような先ほどの説明で解釈をしてしまうんですね。そういった場合に、この締結に向けて業務内容が3つあるんですけども、おいおい質問してまいります。

この3つの業務内容が3年間というスパンではなく2年半で行われたということは、やり残しがあるのではないかと心配してしまう部分がございます。この辺についてお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

まず、今回の6月の補正予算で330万円減額補正ということで上程させていただいております。派遣している会社に町から職員の給料の負担金という形でやっているんですが、向こうに戻られたので、4月から10月分の330万円は不要になったということの整理でございます。

次に、まだ残っている期間がある分ですっかり事業を終わらせるべきではなかったのかというご質問でございますが、先ほど申し上げたような事情がありまして、会社にお戻りになりまして、町ではその成果でもってどのような形というか、推進する体制を整えてやっていくということで、今やっているところでございます。各課にわたっていろいろ調整するようなこともありまして、今内部で調整している状況でございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 納得ができたような、できないような内容なんですね。

要するに2年半という期間の中で、我々の選挙の下で2月定例会になり、実際に来ていただいた方、議会傍聴に何度も足を運んでいただいて、町の状況を知ろうとしていただいた、その努力には本当に敬意を表するところなんですけれども、その中で事業として考えていった場合に、どうしても尻切れトンボといいますか、途中で切れてしまっているような状況があると思うんですね。また、先ほど1回目の町長の答弁でまだ成果物が上がってきていないとなってしまうと、どうしても時間が足りなかったのではないかと、そこまでの目的を達成できなかったのではないかとというような感じになってしまうのが現状なんですね。その辺について、今後も会社に戻られたとしても関係性は続けられるんだと、でもこちら側としては、この330万円が補正予算に入ったということは、町としては令和7年度もこのまま継続してやってもらいたかったという意思の表れでもあるのかなと思うんですね。それを減額して、起業人の方が帰ったということは、町側と企業側の意思疎通が取れてないのではないかとと思うんですけれども、その部分に関してはどうなのでしょう。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

コンサルに役場の仕事を頼むといった場合は、今言ったような委託ですから、成果物、しっかり報告いただくという形がしかるべきと思いますが、積水ハウス様との包括協定の下に、起業人ということで、委託ではなくて、仕事のアドバイスをもらったり、業務的に非常に建設のスキルが高かったり、そういったソースを、役場に足りないところを補っていただきながら、地域の方々のお話を聞きながら事業の構想を取りまとめていったというところで途中でお帰riになるということだったと認識していますので、成果物として、コンサル業務を発注したときのような成果をぽんと出すというものではないということをまずご理解いただきながら、今は町でそちらを推進させていくことになっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 地域活性化起業人、ちょっと短く「起業人」と言ってしまうんですけれども、この起業人制度を活用した場合の自治体側のメリットとして、総務省のホームページに載っているまま、そのまま読み上げます。「自治体のメリットとして、民間スペシャリスト人材を活用した地域の課題解決へのニーズとして、民間企業において培った専門知識、業務経験、人脈、ノウハウの活用、外部の視点、民間経営感覚、スピード感覚を得ながら取組を展開する」というのが自治体側に想定されたメリットと書いてあります。

今の総務課長の話を聞くと成果物を出すというコンサルの契約とは違うのではという話があるんですけども、自治体側として感じ取らなければいけないメリットというところにスピード感覚であったりノウハウ、人脈、民間経営感覚があるとなると、そんなに時間をかけてやっているものではないと私は捉えているんですけども、この辺について、もう一度いいですか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

総務省のホームページの記述で、自治体が持っていないノウハウを起業人の方に担っていただくというような事業の内容でございます。

スピード感というのは、民間業者だと役場でやるよりもスピーディーにできるというところが期待されるところでございます。しかし、商店街の意見を聞いたり、土地所有者の意向を確認したり、時間的に必要になってくるところもこの事業はございまして、そういったところで今年の3月までにそのようなところまでいかなかったというところはあるかもしれません。ただ、今までやってきた仕事を役場で継承して、これを今精査して進めようとしているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） それでは、少し具体的に伺ってまいります。

この起業人制度、派遣に関する協定の中に派遣期間中の職務とありまして、これは3つというか、本当は4つあるんですね、町長が認めたものを含めると4つあるんですけども。この1つ目、商店街における空き家、空き地、空き店舗利活用による街なか居住事業に係る業務、これが皆さんに一番分かりやすいというか、目に見えやすい、注目しやすい業務であると思うんですけども、先ほどの町長の答弁の中で、果たしてこれが明確に何かできているのかと。令和6年度の成果物を検討している段階で、まだ報告も我々議会あるいは町民の皆さんにもされていないという話なんですけれども、それでは、我々がまだ見えていない部分の中で、街なか空き家対策に関してどのような具体的な報告があるか、現時点でできる範囲で結構ですので、この辺の成果を教えていただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

令和6年度におきましては、加美町中新田地区地域優良賃貸住宅整備事業基本計画策定及びPFI導入可能性調査業務を国際興業に委託をしております。こちらにつきましては、住宅整備に係る基本計画の策定、PFIを含む官民連携事業手法の導入可能性を検討、各事業手法の

費用対効果について試算を行ったというものになります。こちらの成果物については総務課で受理しております。それを基に事業をしていくという形になります。

P F I 事業は、公共施設を民間が設計、建設、そして完成した後に町に譲渡し、その管理を会社で運営していくものでございます。町は国からの補助金を会社に負担金として出して、住宅の入居者等からの使用料を受領してその公共施設を運営していくというのがP F I の形になってございます。

そういったものが町の事業規模に合うのか、もしくはそういったことをせずに、民間を使わないで、町が直接住宅整備をして、町が補助金を持ってきて、それから起債を当てがうという事業債もございます。そういったものを検討して、どれがいいかということを町に報告していただきましたので、どれを使うかというところを検討しているという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） ありがとうございます。今のはありがとうございますというのか、何というのか、ちょっと言葉を考えたんですけども。

実は、予算、決算で毎回私はこれはどういった事業をやるんですかと注目して聞いていたんですけども、毎回、設計業務に対する基本的な考え方とか調査というので、この1年間かけて、ずっと調査するんですかと、多分課長も覚えていると思うんですけども、1年間かけて調査するんですかという質問を私は何度もしました。地域の方々にも調査をかけますと。これが3年間続いてきて、今の話でP F I 事業での可能性を見ていきますという話をされましても、全然動いてないですよ。私としてはほぼ動いてないのかなと思いますし、仮にこのP F I 事業、先ほど総務課長から説明をいただきましたけれども、もちろん企業が企画、建築をしても、施主といいますか、簡単に分かりやすく説明しますと、施主はあくまで行政になりますよね。そうすると行政の建物はどうしても民間建物より非常に高くなってしまう可能性がある。それを民間に頼んだとてあまり変わらないような状況なのかなと私個人的には思ってしまうんですね。そうなった場合に、そういった探り方をするのであれば、サウンディング調査をかけて、起業人にこういったものをこう使いたいんだよねという話をしてもらったほうが早いんじゃないかということも、実は決算のときですかね、サウンディングはできないんですかという話もさせてもらいました。そういったことをしないと、あそこの地域において本当に店舗付住宅というものが必要なのか、このご時世で、起業者、新しく何か事を起こそうとする起業者が店舗付住宅に入ってきて、起業してみたいというニーズが本当にあるのか、その辺も私と

してはずっと疑問に思っていたところなんです。

この辺について、これは石山町長にこの辺についてどのようにお考えですかと今から聞くんですけれども、前町長がこういったことの検討を始めて、石山町長に引き継がれたという状況になっております。この辺について、町長のこれからのまちづくりに対しての街なかの考え方について、町長のお考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 確かに高橋議員おっしゃるとおり、これは私の就任前からの継続事業でございます。今の私の立場としましては、継続事業ですから、できるだけ、時間と人とお金をかけてきたことですから、この成果が有効に活用できるのであれば活用できないかと正直模索している段階でございます。

しかしながら、例えばこれを私が今始めると仮定させていただきます。そうした場合、後先が逆だったのかなと私は実は思います。まず必要とされるのかというお言葉、ニーズとしてあるのかどうか。そういうようなマーケティングをしっかりとですね、商店街の方々が今何を求めているのかといった部分においてまず意向調査をさせていただいたりとか、先ほど言ったように商・住一致したような店舗を想定しております。そこにどのようなお店が入って、どのようなカラーリングにしていくのかといったような、いわゆる商店街のグランドデザインというものがあるのがまず先にあって、だからこれが必要だね、だからここを整備しなきゃいけないよねという手順のほうが私はスムーズに物事が動いたのかなと正直思っております。

ただし、商店街の方々からご意見なんかも既に実は入って考えております。具体的に言いますと、やません跡地をというところから話がスタートしたかと認識しておりますが、むしろあそこよりも反対側の土地を状況的に何とかしていただいたほうが商店街の方々にとっていいんだよといったご意見をいただきましたので、その修正なんかも加味しています。

ちょっと微妙な意見しか私もお答えできないんですけれども、先ほども言いましたとおり、今出ている報告等を早めに、商店街の活性化委員会の皆様とかと早めに協議できるようにしていただいて、ご意見を賜って、やれる・やれないも含めまして検討すべきかなと思っている段階でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） ただいま町長から答弁をいただいた中で、やません跡地の問題から始まった、まさにそのとおりだと思います。

その部分に様々な大学の生徒たちも関わっていただきながら一旦グランドデザインを描い

たと思ったらそれを消されて、また新たにこういったものが出てきて、地域の方、あの辺だと西町の方々、あるいは花楽小路の方々も含めて様々な検討をし、商店主だけでなく、地域の方々の意見も集約しながら進めてきたと。そういった意味合いでは街なか居住というところがすごく皆さんから注目を集めているという段階で、そこが今回実際に任期が切れて終わったということだったので、あえてこういった質問をさせていただいているんです。今まで関わってきていただいている皆さんにしっかりと説明する責任がもちろんあると思います。

また、今、町長の答弁の中にグランドデザインというお話がありました。まさにそのグランドデザインを一度つくって消して、地域の皆さんがつくるものですよという話でいろいろ紆余曲折してきた地域なので、やはり青写真というか、グランドデザインをこういったふうにつくっていきたいんですが、これについて皆さんはどう思いますかと、ある種先導していくという方法も、今までそれがなかったからこそ進んでこなかったという部分も大きいのではないかなと思うんですが、その部分に関して、町長、コメントいただけますでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

私自身、中新田商店街、確かに、じゃあ基軸をどうつくるかといったお話も商店街の活性化委員会の皆様ともいろいろとここ数回お話をさせていただいておる中におきまして、例えば空き店舗を利用するとなりますと、どのように利用するかで全く町の装いというのが変わってくるかと思います。例えば全ての空き店舗をラーメン屋にするんだといった基軸でつくれば、あそこはラーメン通りになるわけですし、それがピザ屋通りでも構いません。それで本当に中新田の商店街が持っている歴史や伝統というものが生きてくるのかといったことがあるかと思ひまして、私もいろいろと話し合っていく中において出てきたのが、一つは歴史、伝統を重んじるためのいわゆる和といったようなものと美しさ、花楽小路という言葉に代表されるような美しさということで、まず一つ、和と美ということを基調に考えていきたいと思います。このコンセプトに関してはおおむね了と認めていただいていますので、あとは具体的に何をしたらそのようなまちづくりになっていくのか、ハード整備面も含めてです。もしかしたら、今回のPFIの積水様に関わってくださったこともそうですけれども、一つそのようなコンセプトで改めてこのことも加味しながら俎上にのせていく段階に来ていることは間違いなく考えております。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 空き家、空き店舗、空き地の関係で一番課題になっているのが、土地の

所有者が不明だ、あるいは建物の所有者が不明だ、土地建物の所有者が違うといった中で、この土地をどうすべきかという課題というのは様々あると思うんですが、そういった課題に直面してまだできてないという土地はどれぐらいあるものか、またそういった土地に対する対処方法を町としてはどのように考えているか、この件について、ありましたらお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

最初に始まったやません跡地については会社の持ち物なので、ご質問あったのはもう一つのブロックのことだと思います。そちらの所有者につきましては照会をさせていただいておりまして、お一人まだ詳細に詰めてないというような状況がございます。そのほかのところは大体お話ができているというような状況になってございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） ぜひそういったことをですね、地域住民の方々も心配していますので、その辺を明確にさせていただいて、そのコンセプト、様々なコンセプトをして、町が主導して、何かそこに人を入れるということになった場合に、地価の関係ですね、町が金額を設定した場合、その辺の地価が変動してしまう、あるいはほかの住宅より安く入ってしまうということになりますと、そういった業を営んでいる方々に対しては不満や不平が出てくるような形になると思います。そういったところもしっかりと含めてこれは検討していただきたいものだと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、ここの部分に関しましては、街なか空き家だけではなくて、この業務内容には中新田高校魅力化事業に伴う学生寮に係る業務ということでございました。この辺についても3年間の業務内容に入っておりますが、ここについての経過、結果、ございましたらお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 積水ハウス株式会社様と令和4年10月に締結した起業人の社員派遣に関する協定には、今おっしゃったような中新田高校の魅力化事業に伴う学生寮の整備に関する事業というものが記載されてございます。これにつきましては、中新田高校が全国募集を行うに当たり、現在使われていない旧母子生活支援センターを中新田高校生の学生寮にできないかということで、修繕する場合と新築する場合の事業費の検討を行ってございましたが、入学者の数が見通せない状況ということで、試算したところでとどまっているというような内容になってございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） その経緯は知っております。要するに、この3年間の事業の中で、学生寮を町として整備することというのは、なしになったということによろしいのでしょうか、その部分です。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

母子生活支援センターを修繕する費用についても6月の補正予算に計上させていただいております。内容につきましては、天井の屋根の部分が……。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長に申し上げます。母子生活支援センターというか、寮の話はなくなったのかという質問です。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） すいません。総務課長です。

現在、普通財産ということで、総務課で管理をさせていただいております。どのように使うかということについては……。 （「議長」の声あり）

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 総務課長、すいません、私が聞いているのは、当時、母子寮を寮として活用するという考えが一つありました。そのほかに、別のところに町が寮をつくってやったほうが安くなりますよね、ですからこちらで寮をつくりましょうというお話がありました。今聞いているのは、その話も途中で「いや、それはできないよね」というお話がありました。その後、町が中新田高校の子どもたちが入ってくるための寮をつくるという計画、これはなくなったということによろしいですかということを伺っております。よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） それではお答えします。

私の就任以降は、本格的に寮建設、新築という意味ではまるっきりその議論はされたことがございませんし、私からしたこともございません。今の現状を見ていますとアパートを借り上げて使わせていただいております。これが5人10人と毎年入ってくるようになってきたらそれはまた考えますが、今のところは寮を新しく建設する、また母子寮を修繕して使うといったことは議論しておりません。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） こういったことが3つあったので、決算ではないですけども、一応この業務が終わったということで、これがどうなっているかというところの確認をさせていただいておりますので、ご勘弁ください。

次は、将来人口を見据えた町営住宅の建て替え・廃止（集約を含む）というところもこの業務内容に入ってございました。この辺についての課題検討はされましたでしょうか、またどのような検討でしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 将来人口を見据えた町営住宅の建て替え・廃止（集約を含む）計画の検討に係る業務につきましても協定にございまして、既存の町営施設の建て替えの分析を行い、具体的な提案までには今のところ至っていないのが現状であります。分析した内容につきましては建設課及び町民課と情報の共有も行われている状況で、今後町営住宅整備の基礎資料というところで活用されるものと認識をしております。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） そういったことも我々議会にはまだまだ報告されておられません。3年間という期間を区切りまして地域活性化起業人という形で来ていただいています。それプラス、ほかに町長が必要と認めるものというところの4項目について、これが職務として当てられている以上、こういったものははっきり我々にも分かるように説明をしていただきたいと思いますし、先ほど、すいません、総務課長にはちょっときつく聞こえたかもしれませんが、寮の関係に関しましても、今現状、寮として別なアパートを活用して、中新田高校に東京近郊から2名来ていただいて、やっっていることもあります。そうなった場合にこれが継続されるかどうかというところも、町として、大きな金額がかかるものですから、それははっきりしておかなければいけない部分なのかなと思ひまして、あえてこういったことを聞かせていただいていますので、ご了承いただきたいと思ひます。

最後に、この件に関しまして、今後、今までのこの3つ、もし今後も継続して積水さんに継続調査あるいは提携ですね、様々してもらえるとすれば、どの程度まで積水さんに関わっていただけるものなのか、今後、町と積水さんとの関係性、どのように構築していくものなのか、現状の考えを教えてくださいたいと思ひます。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、役場で決めた内容が、積水さんのスキル、経験、そういったものにそぐうのであればこちらでお願いすることもございますし、町でやるといった場合につきましては、必要がなければ町でやるというようなことの整理になるかと認識をしております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） ぜひ、せっかくこういった事業を活用したわけですから、有効的に活用できる、またはこの協定内容の見直しという部分ももしかするとあるかもしれませんし、様々有効に活用できるように今後も良好な関係性を築いていながら、この3つにはまだまだ課題が残っておりますので、やっていただけるようお願いしたいと思います。

それでは、2問目に移りたいと思います。

1問目は報告の義務というところで少し強めにいきましたけれども、2問目はちょっとフラシクにといいますか、質問させていただきたいと思います。

河川敷運動場、B & G海洋センターを活用した振興策についてということでございます。

近年、中新田河川敷を活用した野球、ソフトボール等の大会が数多く開催されております。また、中新田B & G海洋センターにおいても水辺活用によるスポーツ振興並びに各種イベントが多く開催されております。双方に共通して言える課題として、開催情報の少なさ、飲食物の購入の際の不便さというのが挙げられています。これらのイベントによる活性化について、今後の対応策を伺いたいと思います。

1つ目としましては、現在考えている情報発信方法や物販販売のための策は。

2つ目、河川空間のオープン化を活用した取組の検討状況は。

3つ目、昨年開催された防災キャンプ、非常にいいものだったと思います。今後の取組、これは大きくしていただきたいなという思いもございます。

この2問目の質問は、私は河川敷にすごく近いところに住んでおりまして、本当にたくさんの方々がいっぱい来ていただいています。みんな楽しそうに野球、ソフトボールをやっているんですが、こんなに入り込み客がいるのに何も買わないで帰っていき、管理をしているのは町で管理をする、非常に切ない思いでございます。何とかこれを町の活性化に使いたいという思いで質問させていただいてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） よろしくお願いいいたします。

大綱2問目、河川敷運動場、中新田B & G海洋センターを活用した振興策についてご質問をいただきました。私からは、1点目の現在考えている情報発信方法や物販販売のための策はとご質問にお答えいたします。

まず、あゆの里公園内での野球大会等の情報発信につきましては、現在、町主催事業以外は行っていないのが現状です。今後は、あゆの里公園内での大会等の情報発信について、主催者

の意向を聞きながら町のホームページやSNSを活用するなど情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、中新田B&G海洋センター関連についてですが、海ごみゼロ、BG塾、カヌー体験、インクルーシブカヌー体験等のイベントの情報発信については、町の広報紙やスマートフォンのインスタグラム等を活用して情報発信し、参加者を募っております。水辺の安全教室については、町内外の学校等へ直接情報発信をしており、参加校も年々多くなっております。

物販販売についてですが、中新田B&G海洋センターのイベントに合わせて加美町振興公社やキッチンカーに情報提供し、出店の協力をいただいております。特に、昨年実施した「リバーサイドで楽しもう」では加美町振興公社をはじめとする12店舗に出店していただきました。

今後の物販販売推進につきましては、中新田B&G海洋センターのイベントのみならず、例えば第一・第三日曜日にキッチンカーを出店していただく日を設けることができないかの検討や、あゆの里公園内での大会等の開催情報を加美町振興公社やキッチンカー事業者へ情報提供するなど工夫していきたいと考えております。あわせて、施設利用者や主催者に対して弁当等を提供する事業者の紹介も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） それでは、私から2点目、3点目にお答えさせていただきます。

高橋議員ご指摘のように、あゆの里公園にしてもB&Gの競技場にしましても、年々にぎわいが、人が出ているなという感じがします。特にB&Gのあそこの風景というのは、私は加美町でも幾つかのビュースポットの一つかと思いますので、あそこを一つ観光地と言えるぐらいまでにしていってもいいのかなという思いとしてはございます。

それでは、まず河川空間のオープン化につきまして答えさせていただきます。

河川空間のオープン化につきましては、令和4年第2回定例会におきまして高橋議員より大綱1問、中新田地区鳴瀬川河川公園の整備についてのご質問の際に、埼玉県にある深谷テラスパークや宮城県内のマッシュパーク女川などを例に挙げていろいろとご提案をいただき、鳴瀬川の河川公園がにぎわえば、そこを起点に中新田商店街等にもお客さんが流れるのではないかと、今の加美町の観光が薬菜周辺になりつつあるのがこちらにも少しでも集客ができるのではないかとといったようなご意見をいただいた経緯がございます。

鳴瀬川河川敷のあゆの里公園では、昨年度より、築造後30年以上経過して劣化、損傷していた子ども広場の遊具の更新を行っているのはご承知のことかと思っておりますけれども、子ども広場

の遊具については本年度も継続して更新を行います。

スポーツ施設であります第一及び第二野球場については、利用団体等からのご意見もあって本年度に内野グラウンドの覆土の改善を行います。あゆの里公園については、修景施設などのほかにも修繕を行う必要もありますが、春から秋にかけてのシーズンの週末は少年野球を含めた野球場や芝生広場など結構利用されておりますので、先ほど述べた整備を行い、例えばそこにキッチンカー等を呼び込めば、にぎわいが出て、絵にもなるのではないかと考えております。以前に野球場を利用された団体から、自らキッチンカーを手配し、楽しんだという話も聞こえてきております。まずは既存施設を整備し、環境を整えて、河川空間を活用していければと考えております。

また、外来植物等の繁殖で過年にご意見をいただいた約2ヘクタールほどの町有地については、具体的な活用策はまだ見いだせてはおりませんが、あまりお金をかけずににぎわいを持てる何かを考えていければと思っておりますので、そこは皆様からご意見をいただければと思っております。

中新田B&G海洋センター敷地内においては、例えばキャンプ場エリアやバーベキューエリア等の検討もしておりますが、問題もありまして、トイレの設置であったり夜間の管理体制など、キャンプ場にした場合どうするかといったような課題もございます。

いずれにしても、河川空間のオープン化を活用した取組につきましては、中新田B&G海洋センター等と検討しながら積極的に考えていきたいと思っております。

3点目の防災キャンプ、今後の取組計画についてお答えさせていただきます。

昨年度は、中新田B&G海洋センターを会場に、町内の小中学生とその家族を対象に、防災キャンプを通じて防災に関する関心や理解を深めていただくため、9月28日・29日の1泊2日で開催し、3組の親子6名に参加していただきました。

今年度は、より多くの参加人数を集めたいという思いもございまして、学校の夏休み期間中に行われる加美町こどもまんなかB・G塾とタイアップし、体験活動プログラムの一つとして8月1日に開催することで計画しております。講師は昨年度に引き続き日本赤十字秋田短期大学の及川先生にお願いしております。また、今回は共働き・独り親世帯の子育て支援も目的としておりますので、こども家庭庁の地域の子どもの生活支援強化事業の補助金を活用することから、参加費は無料とさせていただきます。対象は町内の小学3年生から6年生の児童を対象とし、参加定員を20名から30名に増員するという形で考えておりましたが、なお今月初め、町内小学校を通じて参加者の募集を行ったところ、昨日、30名の定員にたった1日で達したとい

うぐらい人気が出ておりますので、大変喜ばしいことだと私も思っております。来年はもっと増やしてもいいんじゃないかと個人的には思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） それでは、随時再質問させていただきます。

近くに住みながら、これはもちろん中新田河川敷あるいはB & Gだけに限らず、宮崎陶芸の里スポーツ公園に関しても同様のことが言えると思います。これから観光地化をする場合に、まず集客しなければいけないというところから始まっているのが現状ですが、集客はここできているんですよね。できている方々に、何とかして町のにぎわいといいますか、少しでも町にお金を落としてもらうシステムの構築というのが私は必要だと思っております。

そのためにも、分かりやすい、私の一番身近なところで触れさせていただきますが、中新田の河川敷の活用、ソフトボールあるいは野球場といったところが本当に最近、遠くだと福島とか仙台あたりからもいっぱい来ているんですね。こういった方々が多く利用していただいている、これの要因というのはどういったところを考えているのでしょうか。何かの要因があって、加美町ってこういうところがあるんだよというのを知ってもらって、それでたくさん集まってくてらっていると思うんですね。そういった何か他の地域ではできない、加美町ではできるといふ要因が分かればご説明をいただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 功君） 生涯学習課長です。よろしくお願い申し上げます。

今ご質問ありました、あゆの里公園で大会等結構開催されているというところで、なぜ多いのかというご質問でございますけれども、あゆの里公園については第一・第二球場がある、もう一つはソフトボール場もあるということで、同じ場所で3会場使えるというのは大きいと思います。昨年度の利用件数を見てやはり多いのは、野球場が一番ではないんですね、テニスコートが一番多い状況ですけれども、人数的には野球のほうが圧倒的に多い状況でございますので、今言ったように、あゆの里公園については3会場を使えるというのが大きな、またテニスコートは6面あるということで、あそこも使いやすいというのが要因ではないかと捉えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 生涯学習課長、さすがですね、テニスコートを先に言うところが。テニスコート、毎回毎回、建設課の皆さんに、少しひび割れがあると随時直していただいて、テニ

ス愛好家の方々から「最近直すのが早くなったね」と褒められていましたので、機会を与えていただき、ありがとうございます。

先ほど3面の野球場、ソフトボール場があるという話をしましたが、あれは実際に行ってみると3面どころじゃないんですよ。サッカー場も活用してやるので、実質4面か5面あるんですよ。そうなってくるとサッカー場がサッカー場として使われていないというのはサッカー協会に所属している者としてはつらいところがありまして、今、子どもたちのサッカーは人工芝じゃないとできなくなっている状況があります。そうすると、あのサッカー場はサッカー場として活用できないんだという寂しさがある中で、ソフトボール場がこれだけあればこれだけ来るんだということが分かれば、もしかするとサッカー場をソフトボール場にするしかないのかなというところも私は今聞いていて思ったわけなんですけれども、ソフトボール場が3面、あるいは下手すると5面ぐらい取れちゃうんですよ。そういったものをしっかりと押し出していきながら、これを前面に押し出して大会の誘致ができないかというところが私の考えの中に今回ありました。そういった誘致をしていただきたい。

また、そういったものを活用する場合に、その予約の体制というのがどのように入っているのか。その部分に関しては、利用者の中では生涯学習課に行く場合もありますし、公民館に行く場合もある、ないしは建設課にいろいろ問合せをするというところで、この窓口がなかなかどこでどうなっているかというのも分からない。こういった場合に、今後、この一本化を進めていって、町としてこういったものがありますよと押し出していくためには、こういったものを集約、担当課の集約も必要になってくるのかなと思っております。その辺に関しては、町長のほうがいいですか、町長、お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

確かに、そうですね、高橋議員おっしゃるとおり、一本化ということと、さっきの話にも通じますけれども、こういうイベントがあるんだよといったことをいかにこれから町民の皆さんまたはそれを有効に活用していただく方々に伝えるかといったことでは、どこのどの部署がいいのかは言えませんが、それが一本化されていたら、全部管理できるのであればそれは一番いいことかなと思っております。

あと少し蛇足ながら付け加えさせていただきますと、私もいろいろと先ほどの質問に対して考えておりましたが、あゆの里公園はまさにそのとおりです。高校のソフトボール大会をやっていたいておりますけれども、県大会はあそこで必ずやっつけてくださいますけれども、あそこ

以外にできる場所が県内にないと言っています。ですから大勢でソフトボール大会に皆さんがやってきています。そして、この前もありましたが、中総体の陸上競技は陶芸の里を使っているという状況ですし、今度、北大と東北大の陸上の定期戦もあります。あそこが頑張っているという状況は、一番いいグラウンドだからということだと思います。この前、バッハホールに宮城大学の学生さんが来て大変感動していただきました。ある意味しんどかったわけですが、私たちはいいものをたくさん持っている、これをアピールしていく、またそれを発信していくということで、先ほどの受付もそうですけれども、大切なかなと思っています。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 今の町長の答弁の中で、加美町にしかないもの、県内という話がありましたけれども、加美町にしかないものというところで2つも挙げていただいたと。こういったものをしっかりここでやってもらいながら、しからば、来ていただく方々に加美町でしっかり何か物販で買っていただけて、ないしは食べていただけて、こういったものをどんどん仕掛けていく必要があるのかなと思います。

まず、こういった大会の開催がありますよといった場合に、今度はそれに対してお弁当の販売をする、あるいは露店のような形で例えば焼きそばを焼いたり、焼き鳥を焼いて販売したり、暑いときにはかき氷を売ってあげたりということで、他地域の方々あるいは他地域の子どもたちかもしれませんけれども、この地域で、地域みんなでそういった大会を盛り上げてあげる、そうすることによって地域の方々もそこに寄っていくという形も私はつくり上げていけるのではないかなと思っています。

アドバイザーとして今来ていただいている久保さんと若手の職員の皆さんで様々な話をしているときに、スポーツを活用して地域を盛り上げていくんだというときに、久保さんは野球場というのは野球を見に行くよりも販売をしているブースのほうが多いんだと、その部分でお金を稼いでいけるからこそ野球場は成り立っていくんだというお話をされていました。

まさに、そういったことが、プロではないかもしれませんが、今ある既存の町の施設だけでも可能性はすごくあるのではないかと私は考えています。この辺について、仮に物販をするために、何か飲食店をやる場合に、どういった資格が必要か、あるいはどういった許可が必要か、そういった許可を行政で緩和するためにはどうするかというところ、まだそこまで実は私も研究しているところではございませんが、そういったことをぜひしっかりとやっていきたいなという思いがあるんですけれども、町長、もう一度お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） もちろん様々な手続、許認可とか必要になってくるかと思います。私もそこは詳しくは分かりません。

しかしながら、考え方としては全くそのとおりでございまして、いわゆる観光、これはソフトボール大会に来る、陸上競技場に来る、バッハホールに来る、こういうのも含めて私は観光ということで言葉として使わせていただいております。

加美町に来ていただいている数、入り込み数は、この議会でも数字を出しましたが、120万人から130万人、この方々がただ来て帰るだけでは実は町の経済のプラスにはなりません。いかにして、いい意味で楽しくお財布のひもを開いていただけるか、そういうことを考えていく上では、先ほどからるるご提言いただいている、こういうところに人が来ているんだよということを物販の方々またはそれをやったださる方々にこちらからまず情報提供していくということは大きな大きな意味があるかと思っております。ただ、ここで売っていいのか、売るためには何をするのかとかということは、細かな規定が当然ございますので、それをどのようにクリアしていくかということは様々事務的なことですので、それはそんなに大きな障壁ではないと私は考えております。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） ぜひその点も一緒にしっかりと考えていきたいと思います。

先ほど米木議員とも話していましたが、こういった大会のときにお弁当をこの数作れる業者がないという話もあります。こういったものも何か様々な提案をしていって、提供できるような形にしていく、この呼びかけをしていくのも町としても協力をしていかなければいけないという部分になると思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、防災キャンプ、先ほど昨年度6名から今年30名となりました。及川先生は何千人という単位で防災キャンプを開催しているというお話を町長も私と一緒に聞いたと思います。この防災キャンプについて、町長、ぜひ次年度以降の意気込みをよろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

及川先生ご自身も加美町に縁の深い方でございます。今後、こういう時期に入ってきますと災害が心配される時期に入ってきます。及川先生のキャンプ自体が本当に私自身も、短期間でしたけれども、大変面白く、そして自然に災害時の訓練、楽しんで訓練できるといったようなことで、子どもたちのいい意味での体験をしていく上でできる学習の大きな大きな要素かと思

っております。防災意識を高めるといったことも含めまして、防災キャンプは非常に素晴らしいものだと思っておりますので、今回の30名があつという間に埋まったということはうれしい限りでございますので、来年は少し大きくできれば、それは実務的なことも含めまして検討していきたいと思っております。

○議長（味上庄一郎君） 高橋聡輔君。時間が過ぎております。

○14番（高橋聡輔君） ぜひみんなで楽しいことも前向きに考えていきたいと思っておりますので、様々検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（味上庄一郎君） 以上をもちまして、14番高橋聡輔君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。3時20分まで。

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第3 報告第1号 令和6年度株式会社加美町振興公社決算について

○議長（味上庄一郎君） 日程第3、報告第1号令和6年度株式会社加美町振興公社決算について報告を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 報告第1号令和6年度株式会社加美町振興公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社加美町振興公社の令和6年度事業報告並びに決算は、資料として添付しております第9期令和6年度事業報告及び貸借対照表、損益計算書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 振興公社決算状況を見させていただきました。それでお伺いいたします。

黒字になっている部分もあって大変喜ばしいことだなと思っております。何点かありますが、まず最初に、駒庄に手打ちそば社員の確保・育成とあるんですが、これはどういう形でやられてきたのか、実際何人か手打ちそば社員が誕生しているのかどうかお聞かせください。

それから、わさび栽培園のことなんですが、令和7年度から水わさび栽培は停止になっているというのは分かっておりましたが、ここに地代とか園地管理労務継続となっているんですが、その内容について説明いただけたらと思います。

それから、振興公社の中で三宝倉は全く使われてないので空欄なんですけど、そのほかに例えばボルダリング施設も休止状態になっているかと思うんですけども、広報では「今後の継続を検討」という記事にして前回の広報に出しましたけれども、これは交付金事業なので、簡単にやめるというわけにいかないかなと思うんですけども、この後、どんな形でここを使っていくのか、あるいは停止してしまうのか、閉鎖してしまうのか、その見通しがお分かりでしたら、情報がお分かりでしたらお聞かせください。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。よろしくお願いします。

ただいま8番伊藤議員からのご質問の中のまず1点目、駒庄についてでございます。

駒庄のページ数にしますと17ページに手打ちそば社員の確保・育成という形で出ておりますが、こちらは振興公社で手打ちそばに関しての社員を募集している状況でございますし、あと会社の中でも駒庄以外でも手打そばを打てるようにという形で今検討している状況でございますので、よろしくお願いいたします。

2点目のワサビに関しましては、大変申し訳ないんですが、農林課長から回答させていただきます。

3点目の公社の三宝倉が空欄で、今後ボルダリングについてはというご質問でございますが、三宝倉は指定管理には入っている状況でございます。ただ、三宝倉は今活用がないということで、日々の点検管理という形でここに場所を載せさせていただいております。

続きまして、ボルダリングについて、今後はということでございますが、ボルダリングに関しましては、この資料には、振興公社の資料ですので、出てきていない状況でございます。ただ、ボルダリングについて今後どのようにしていくのかというご質問でございますが、町としてはという形でございますが、町の気持ちとしてはボルダリングは続けていきたい、もう一度やりたいと、続けていきたいという気持ちがまだ継続しているという状況でございます。ただ、なかなかできる人が見つからないと。前回の議会の後、4月から休止という形を取らせていた

だいておりますが、町としては、県内のボルダリング施設の経営者の方々に文書をもちまして、葉菜のボルダリング施設の休止という形で通知をさせていただいております。その通知の中に、何か問合せなどありましたら、問合せ先は商工観光課にお願いしますという形で文書を出させていただいている状況でございます。また、問合せなどはまだ1件もないという結果でございます。よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

それでは、私からはワサビ栽培について答弁させていただきます。

ワサビ栽培につきましては、どうしても生産コストの面におきまして電気代などが非常にかかる。あそこのわさび栽培園は、24時間365日、ポンプを利用して水をくみ上げているということで、どうしても電気代が高くついて、経営として成り立たないということで、令和6年度をもって栽培を停止させていただきました。しかしながら、わさび園の栽培ボックスであったり井戸、それから遮光ネットとか施設はまだ残っております。ですので、施設内の除草、草刈りとか、あとはできる範囲でその施設の撤去をしていくということで、今年度、振興公社にお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今のわさび園のことなんですが、今後、ワサビ栽培ということは継続しない、元に戻して何か代替地にするとかということも検討しているわけではないんですね。残っている機材とか用具とか、ワサビ栽培をしていた形状を元に戻すというか、そういうことまでやっていくんでしょうか、今後。

○議長（味上庄一郎君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

あそこの施設の今後の活用でございますが、現在検討しているところでございます。次の代替案、活用案によっては、物をどの程度撤去するか、それとも場合によっては農地に戻さなくてはいけないということもあり得るわけでございますけれども、いずれ現在、次の活用案について検討している最中でございます。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。

こういった時世ですので、収入がなかなか上がらないとか、どうも労力をかけただけの見返りが少ないとかということについては、だんだん縮小していったり閉鎖していったりというこ

とをしていく必要があるかと思うんですが、それについては理解できるんですけども、そういった状況にあるところが何か所か今検討されているのかどうかお伺いしたいです。

○議長（味上庄一郎君） それは公社にかかわらずということですか。（「いいえ、公社に限ってです」の声あり）公社の中でのことですね。（「はい」の声あり）商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

公社の施設、指定管理で、ページ数にしまして17ページ、18ページに施設を載せさせていただいております。ワサビは受託事業として公社で請け負っていたところでございますが、そのほか指定管理として請け負っている施設に関しましても、いろいろ今の賃金の上昇ですとか物価の上昇でかなり苦しい立場のところもありますが、経営の中身を細分化しているところがございます。分析しているところがございます。これは去年からの継続でございますが、やっているところがございますし、あと経営の見直しから始まりまして施設の縮小化なども一緒に今検討している状況でございます。また、縮小だけでなく、伸ばせるところは伸ばして行って、縮めるところはスモール化もしていくという内容で取締役を中心に考えていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。1 番田中草太君。

○1 番（田中草太君） 今、課長からもありましたけれども、現状ですと一括して指定管理を受けていただいているという状況だと思います。一体的に運営できるというメリットもある一方で、民間の企業として恐らく採算性の高い部門、低い部門それぞれあるかと思いますので、公社から町に対して、例えば分割で一部この施設は指定管理から外してほしいであるとか、この業務を外してほしいであるとか、そういった要望が現時点で出ているかどうか。あわせて、町として、要望の有無にかかわらず、今後そういったことを検討していくかどうか、現状の方針で構いませんので、ぜひお伺いできればと思います。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

ただいま1 番議員からありましたご質問でございますが、民間の活用についてというのが主な内容だと思います。最初にありました、振興公社から、この施設は指定管理から外してほしいですとかそういう意見はまだ我々にはいただいていない状況でございます。その状況を踏まえましても、町として、公社以外、民間に委託をするという内容も商工観光課としてはそれも同時に考えながら振興公社を伸ばしていくという考えもございます。ただ、振興公社の役割としまして、施設の管理だけが振興公社の役割ではなくて、地元の方の雇用というのも大きな役

割の一つになっていますので、そこをうまく整合性が取ればいろいろ考えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。14番高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 令和6年度決算期において、後半に非常に明るい話題が続いて、公社も様々な業務が少しずつ上向いてきているのかなというところではいいのかなと思っていますが、この決算において、にぎわってきたからこそ見える課題といいますか、具体的に言うと様々な修繕、本来ならばこの決算期で直さなければいけない部分の修繕計画等々が令和6年度にもあったかと思います。できなかった部分、大きく今後にかかってくる修繕の残しているもの、もしございましたらここでご報告いただき、今後の町の修繕費用の負担の部分にも関係してきますので、どういったものがあるか、ございましたらお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

公社全体の施設に対しての修繕というご質問でございます。

修繕に関しましては、正直言います、追いつかない状況でございます、大きいものから小さいものまで。まずは営業に支障を来すものが出たら、そのままにはせずに、それからまず取り組んでいくと。計画があったのが後回しになるという状況も幾つかありました。それが令和7年度の当初予算にスライドしたという事業もございます。

そういった状況ではございますが、大きく令和6年度で残してしまったものでございますが、修繕の計画、5年スパン、7年スパンの計画がまだつくり込めていない状況でございます。こちらも急ぎ商工観光課も公社と一緒に取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。ほかに質疑。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 2点伺います。

まず1点目は、明るい話題といいますか、「温泉総選挙2024」で第1位と、この辺の効果といいますか、このことによってこういった部分がプラスになったとか、今後目標としてこれをさらに、「さらなるサービス提供」とありますが、その辺どのような計画なのか。

2点目なんですが、コテージは非常に人気があって、私もたまに泊まったりするんですが、特にゆ〜らんど側のあそこにドッグランを造って、動物と一緒に泊まれるということにしているはずですが、その辺どのようなお客さんといいますか、状況なのか、その辺をお伺いします。

○議長（味上庄一郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

9 番議員のご質問の第 1 点目でございます。温泉総選挙の関係でございます。

昨年度の温泉総選挙で薬師の湯が全国 1 位になったということでございます。そちらの周知は、SNS ですかインスタですかそういうので広く周知させていただきました。町の中にも看板などで、町民の方にも広報紙などで周知させていただきましたが、その時期にはかなり薬師の湯に来ていただいて、そういう話題をいただいたというのは振興公社から報告を受けております。

また、さらなるサービスの提供を薬師の湯で、温泉総選挙で 1 位になったからと言わずに、これからも伸ばしていくということでございますが、昨年度に引き続きまして人材教育に特化した取締役役に令和 7 年度も入っていただきます。その取締役役を中心にして、観光客だけではなくて、町民の方も多く使っていただいている各施設でございますので、温泉総選挙だけでなく、ほかの部門の施設の職員の挨拶から初歩的なことから、毎年のことでございますが、勉強して日常できるようにしていきたいと、そこから始めていきたいというお話は聞いております。

2 点目のゆ〜らんのドッグランと、動物、犬と一緒に泊まれるコテージの件でございますが、春になると使っていただけるようになってきておりますが、最初の頃に比べますとドッグランのお客さんはちょっと減ってきていると。ただ、ペットの犬と一緒に泊まれるということで、コテージはかなりお客さんに使っていただいている状況だと聞いております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第 1 号令和 6 年度株式会社加美町振興公社決算についてを終了いたします。

日程第 4 報告第 2 号 令和 6 年度一般社団法人加美町畜産公社決算について

○議長（味上庄一郎君） 日程第 4、報告第 2 号令和 6 年度一般社団法人加美町畜産公社決算について報告を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 報告第 2 号令和 6 年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてご報告申し上げます。

一般社団法人加美町畜産公社の令和 6 年度事業報告並びに決算は、資料として添付しており

ます令和6年度一般社団法人加美町畜産公社決算のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（味上庄一郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第2号令和6年度一般社団法人加美町畜産公社決算についてを終了いたします。

日程第5 報告第3号 令和6年度株式会社かみでん里山公社決算について

○議長（味上庄一郎君） 日程第5、報告第3号令和6年度株式会社かみでん里山公社決算について報告を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 報告第3号令和6年度株式会社かみでん里山公社決算についてご報告申し上げます。

株式会社かみでん里山公社の令和6年度事業報告並びに決算は、資料として添付しております第7期事業報告及び決算報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（味上庄一郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） この中に寄附金とあるんですが、これは電力を買い入れているところからではないと思いますが、こういった方面からの寄附金なのか、お分かりでしたらお知らせください。

それから、当期純利益が計上されておりますが、これは町として予想どおりなのか、あるいは予想を下回っているのかどうか、今後の見通しも含めてお考えをお聞かせください。

○議長（味上庄一郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課長でございます。

資料の6ページ、損益計算書の中の寄附金924万8,400円につきましては、町に寄附を頂いている額となっております。

こちらの使用先につきましては、企業版ふるさと納税寄附金として大崎市に150万円、色麻町、涌谷町、美里町にそれぞれ50万円、計300万円を寄附しております。そのほか、中新田中学校のバレー用支柱を2本、小野田体育館の中に暖房機（ジェットヒーター）を2台設置、中

新田B&G海洋センターにジュニア用カヤックを2艇、それから女性防火クラブ用のはっぴ80着、それから中新田体育館の体操用床マット1セットを寄附している状況でございます。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。（「当期純利益」の声あり）当期純利益について、町民課長。

○町民課長（西山千秋君） 町民課長です。よろしくお願いいたします。

まず、利益のことにつきましてご質問いただきました。

純利益なんです、こちらの報告書に記載されております。昨年度より売上高が上がっておりますが、当期から適用されている容量拠出金の負担金が昨年度より利益を圧迫して、前年度より6%の減益ということで報告が上がっております。

容量拠出金についてでございますが、容量市場における電力の安定供給を確保するため、電気事業法に基づき設立された電力広域的運営推進機関に支払う負担金でございます。こちらは令和6年度より本格運用になったことから発生した負担金でございます。損益計算書の売上原価の負担金の中に計上しておりまして、約2,200万円を支払っております。そちらが昨年度と違った形になっております。

今後の見通しにつきましては、今期令和7年度のことでございますが、供給規模をこのまま維持してまいりまして、供給先、課題については、電源構成や市場の状況を見ながら慎重に行ってまいりたいと思っております。

また、公社の調達体制の強化と地域の脱炭素化を実現するため、第7期令和6年度において宮崎生涯学習センター、宮崎公民館へ太陽光と蓄電池を設置しました。今期も同様に、再生可能エネルギー設備を設置できる公共施設について調査検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。14番高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） ただいま町民課長の答弁の中にありました宮崎生涯学習センターの件でお伺いいたします。

直接決算の数字には関係しないところであるんですけれども、この生涯学習センターはもともとソーラーパネルを載せるという設計になっていなかったということを当時の総務建設常任委員会で伺いました。その場合、この工事、あるいは太陽光を載せたことによって万が一雨漏りですとか屋根に不具合があった場合どうするかというところ、この辺の契約をしっかりと結んでおかないと危険性が生じる、ないしは今後町としての財政負担が生じるところで注意してほ

しいというお話をさせていただいた経緯がございます。その辺の万が一そういった故障ないしは修繕が必要になった場合の契約状況に関してはどのようなお話をされてこういった経緯に至ったか、この点についてお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 危機対策課長。

○危機対策課長（早坂 卓君） 危機対策課長です。

今回、生涯学習センター、宮崎公民館に、かみでんから環境省の補助金を活用して地域の防災レジリエンスの強化ということも含めて太陽光パネルを設置していただいたわけなんですけれども、その設置する際に、町とかみでんで設置に関して、万が一雨漏り等が発生した場合も含めて契約を行っておりますので、そのことに関しては何かあればかみでんが負担して修繕していただくということになっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第3号令和6年度株式会社かみでん里山公社決算についてを終了いたします。

日程第6 報告第4号 令和6年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（味上庄一郎君） 日程第6、報告第4号令和6年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 報告第4号令和6年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、令和7年2月第1回定例会に上程し議決をいただいております令和6年度加美町一般会計補正予算（第12号）の繰越明許費及び令和7年3月第2回臨時会に上程し議決をいただいております令和6年度加美町一般会計補正予算（第14号）の繰越明許費について、本庁舎維持管理事業外21事業の繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（味上庄一郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第4号令和6年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第7 報告第5号 令和6年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について
○議長（味上庄一郎君） 日程第7、報告第5号令和6年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書について報告を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 報告第5号令和6年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法第220条第3項の事故繰越しというもので、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避け難い事故のために支出を終わらなかったものはこれを翌年度に繰り越して使用することができると規定されているように、避け難い事故のため、事業が完了しなかったものについては、地方自治法施行令第150条第3項で繰越明許費と同様に繰越計算書を調製し、次の会議において議会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回の事故繰越しは、令和5年度から繰越しとなった戸籍住民基本台帳事務事業について、昨年度内の完了を目指してまいりましたが、事業の実施に関わる国との連携に不測の日数を要したことにより年度内の事業完了が困難となり、事故繰越しとなったものであります。

以上、報告いたします。

○議長（味上庄一郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第5号令和6年度加美町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを終了いたします。

日程第8 報告第6号 令和6年度加美町下水道事業会計繰越計算書について
○議長（味上庄一郎君） 日程第8、報告第6号令和6年度加美町下水道事業会計繰越計算書について報告を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 報告第6号令和6年度加美町下水道事業会計繰越計算書についてご説明申し上げます。

本案件は、令和6年度加美町下水道事業会計において、建設改良費を含めた3事業を令和7

年度へ繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

繰越しの内容は、建設改良費の管渠建設事業として大門地区の雨水管渠工事、建設改良費の処理場施設建設事業としてストックマネジメント計画による小野田浄化センター設備更新工事となっております。

また、事故繰越しについては、営業費用の中新田浄化センター管理事業として設備修繕工事であり、繰越しの理由は、需要逼迫に伴う資材調達に不測の日数を要し、納期の遅延により年度内の事業完了が困難となり、繰り越したものでございます。

以上、報告といたします。

○議長（味上庄一郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号令和6年度加美町下水道事業会計繰越計算書についてを終了いたします。

日程第9 承認第4号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）

○議長（味上庄一郎君） 日程第9、承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、加美町税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

主な改正の内容は、個人町民税の申告において、個人町民税の所得控除においても所得税と同様に特定親族特別控除額が控除すべき金額に追加されるもののほか、軽自動車税種別割に係る税率の区分の改正、マイナンバー法改正に伴う公益減免規定の改正、道路交通法の改正に伴う身体障がい者等に対する種別割の減免の改正、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の

改正、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例規定の新設など、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第5号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（味上庄一郎君） 日程第10、承認第5号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 承認第5号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

改正の主な内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げる一方、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を54万5,000円から56万円に引き上げるものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第5号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、承認第5号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第11 承認第6号 専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（味上庄一郎君） 日程第11、承認第6号専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 承認第6号専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業

促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例) についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、関連する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正点は、課税免除の規定の適用期間を令和7年3月31日から令和10年3月31日の3年間延長するものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第6号専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、承認第6号専決処分した事件の承認について（加美町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第12 議案第67号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第12、議案第67号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第67号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付されるものの基準が改定された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が令和7年6月4日に公布されたため、加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番です。

町長には提案理由について説明をいただきました。あくまでも国の補助金、国の関係に関することだということなのですが、特別職の関係を見ますと、農業委員会の会長をはじめとする特別職の報酬額が明記されております。ということからして、選挙に関係する方々のアップということになりますが、他の特別職の報酬関係についてはどういう意向なのか伺います。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

ただいま三浦議員からご質問ありました。今回、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、選挙の関係で、各委員の費用弁償、投票管理者であれば1万2,800円だったものが1万4,500円ということで、それぞれ1,700円から2,200円ぐらい上がっているものを今回の改正ということでお示しさせていただきました。

一方で、おっしゃるのは町の特別職というところでのご質問だと思いますが、そちらにつきましては加美町特別職の報酬等審議会を総務課で所管しておりまして、そちらで必要に応じて審議するという立てつけになっております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） ありがとうございます。

町長の説明の中で物価高騰ということもお話しされましたよね。ということは、選挙に関する方以外も同じことではないかという思いがしています。ということからして、町に関する特

別職、委員会に関係する方々についてもそういうものを考慮すべきではないかという思いがありますので、町長に、もし答弁できましたらお願いできるでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 昨今の物価高、大変厳しくて、それはもしかして私の給与のことをおっしゃってくださっているのかもしれませんが。ご配慮いただいておりますけれども、様々な形で特別職の給与体系ということも考えさせていただければと思う気持ちもございます。ご配慮いただきまして、ありがとうございます。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第67号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第68号 加美町集会所条例の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） 日程第13、議案第68号加美町集会所条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第68号加美町集会所条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、中新田地区に設置している上狼塚集会所について、新しい集会所が完成したことに伴い、同集会所を廃止する条例改正を行うものでございます。

集会所につきましては、条例に基づき、上狼塚行政区を指定管理者として管理業務を行ってまいりました。しかし、新しい集会所の完成に伴い、管理体制を上狼塚行政区での管理とした旨の申出があったため、条例から同集会所を廃止するものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） 町長の説明の中で、これに改正後と現行が載っているんですけども、この集会所は町で管理している部分ですよね。それで、上狼塚がなくなるといいますと、残る6つも町で管理、これからもずっと管理していくわけですか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

これからも上狼塚以外の集会所については、町の土地でございますので、集会施設を管理している行政区に指定管理ということでお願いする形になってございます。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。6番早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） 何となくぴんとこないんですけども、この6つは指定管理ということで、各それぞれの行政区、関係するところに管理していただいている、指定管理料をそれぞれ決めてお願いしているということの理解でよろしいですか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 集会所施設につきましては、総数で22件ございまして、そのうち有償10件と無償12件という中のこちらは指定管理をお願いしている部分になってきます。

使用料の有償・無償というところではそれぞれ個別に経緯等がございまして、今調査をしているんですが、その経緯等も含めて個別案件の部分もありますので、内容が分かった段階で常任委員会、全員協議会などでご説明したいと考えておりましたので、資料の整理、それから議運のときに早坂委員からの「合併時の取決めなんかもあるんじゃないか」ということも調べておりましたので、それらも含めて調査、分かり次第、そういったステージといいますか、委員会等で説明させていただきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号加美町集会所条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号加美町集会所条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第69号 加美町下水道条例の一部改正について

日程第15 議案第70号 加美町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（味上庄一郎君） お諮りいたします。日程第14、議案第69号加美町下水道条例の一部改正について及び日程第15、議案第70号加美町水道事業給水条例の一部改正について、以上2件は関連がありますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、日程第14、議案第69号及び日程第15、議案第70号は一括議題とすることに決定いたしました。

本件についての提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第69号加美町下水道条例の一部改正について、議案第70号加美町水道事業給水条例の一部改正について、これら2件はいずれも関連しますので、一括してご説明申し上げます。

下水道及び水道事業において、個人住宅などの排水設備及び給水装置の工事は、町が指定した設備等工事業者が施工することとなっております。

令和6年能登半島地震において、地元の設備等工事業者が被災したことなどにより、個人住宅の排水設備や宅内配管の復旧が長期化しました。このことを踏まえ、災害などの非常時において、本町の設備等工事業者の確保が困難となった場合に、他の市町村が指定した設備等工事業者による工事を可能とすることなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ちょっと伺います。条例改正する意義はよく分かります。実際に町内の指定業者がどのぐらいいらっしゃるのか、それと、他町村との関連と伺いますか、例えば加美町だけこうなのか、例えば大崎圏域内で協力しながらほかの自治体でもこういったことで連携を図っているのか、その辺1点。

あともう1点なんですが、いろいろ下水道の問題だったり耐久性の問題、たしか最近、水道管の問題で加美町の記事もあったように記憶しておりますが、その辺どのような状況なのか、分かる範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（塩田雅史君） 上下水道課長でございます。

まず指定業者の数でございます。排水設備につきまして公認業者83社になっております。町内、町外の業者も含まれます。指定給水装置工事事業者、こちらは84社となっております。こちらも町内の業者と町外の業者、遠くは大阪とか、大手の業者なんかも登録になっていてますので、84社となっております。

地域との連携でございますが、地震を想定しますと、東日本大震災等を考えれば大崎地区とか県内の業者ではなかなか難しい状況になると思います。そのときには尾花沢とか山形にも業者はありますので、そちらと連携できればと考えております。

水道管の老朽化の件でございます。

まず町の水道の状況でございます。簡易水道を中新田の旧町内に引いたのが昭和32年、中新田地区の水道事業が始まったのは昭和43年、宮崎の水道事業が始まったのは昭和48年、小野田の水道事業が始まったのは昭和55年となっております。いずれも40年を超えているような状況でございます。日本の水道でワースト8位という評価というか、これは法定耐用年数で計算したものでございまして、昭和60年に布設したもので40年たっているという状況でございます。

法定耐用年数というのは、固定資産の資産価値が帳簿上から消滅するまでの期間、要は経理の関係の考え方でございます。食べ物とかと違って、期間が過ぎたから腐るとか、なくなってしまうとかというのはなくて、資産が使用されれば物理的な消耗が蓄積されるため、価値は使用期間に応じて減少していくという考え方に基づいて国税庁が定めているものでございます。

それを基に計算して加美町の水道管はワースト8位ということで週刊誌にも載ってしまったという状況でございます。

町としましては、昨年、給水人口の一番多い館山配水場の耐震化診断を実施しました。これ

は、私も昨年、能登に災害派遣で行きまして、水道管は壊れた場合でも仮設で何とかつながれます。ただ、水をつくる場所と水を処理する場所が壊れてしまうと、水が通っていても下水処理施設が壊れてしまうとトイレが流せないとか、水しか飲めないような状況になってしまいますので、そういうのを考慮すると、まずは水をつくる場所の耐震化が必要だと、水を処理する場所の耐震化が必要だということで今進めておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（味上庄一郎君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 1点だけ、先ほど説明いただいた中新田地区のももとの簡易水道、昭和32年布設と。私の行政区も使っているんですが、上水道は別に入っているので問題ないんですが、町の中心部で簡易水道の配管を基に上水道というのも伺ったことがあるんですけども、その辺の布設のし直しとか長期的な見通しはどのように計画されているのかお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（塩田雅史君） 上下水道課長です。

簡易水道の部分は私どもも困ってしまして、まず図面等がないような状況でございます。長年、水道に関わっている方を中心に、ここに入っているよという状況しか分からない状況で、水道管としては簡易水道の水道管を使っているような状況でございます。古いもので石綿管を使っていた部分に関しましては全部更新済みでございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号加美町下水道条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号加美町下水道条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号加美町水道事業給水条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号加美町水道事業給水条例

の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第71号 物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ等
共同調達（i O S・購入））

○議長（味上庄一郎君） 日程第16、議案第71号物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ等共同調達（i O S・購入））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第71号物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ等共同調達（i O S購入））についてご説明申し上げます。

本案件は、令和3年4月より運用しております学習用タブレット端末について、導入から5年が経過した端末を宮城県の共同調達により更新するものでございます。

県の一般競争入札により5月26日に入札を行いましたところ、宮城G I G Aスクール共同事業体が22億8,570万4,498円、うち加美町分が1億1,034万480円で落札いたしましたので、同事業体代表テクノマインド株式会社代表取締役社長阿部忠彦と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、納入期限は令和8年1月30日としております。

議案資料として一般競争入札に関する資料を添付しておりますので、ご参照願います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号物品購入契約の締結について（学習者用コンピュータ等共同調達（i O S・購入））の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号物品購入契約の締結につ

いて（学習者用コンピュータ等共同調達（i O S・購入））は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第72号 物品購入契約の締結について（令和7年度加美町立小野田小学校送迎用スクールバス購入）

○議長（味上庄一郎君） 日程第17、議案第72号物品購入契約の締結について（令和7年度加美町立小野田小学校送迎用スクールバス購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第72号物品購入契約の締結について（令和7年度加美町立小野田小学校送迎用スクールバス購入）についてご説明申し上げます。

本案件は、令和8年4月に開校する小野田小学校へ通学する児童の送迎用として配備するスクールバス車両を新たに購入するものでございます。

5月28日に9社を指名し、指名競争入札を行いましたところ、旭重車輛株式会社が1,075万円で落札いたしましたので、同代表取締役浅野英治と物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、納入期限は令和8年2月20日としております。

議案資料として指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） 入札執行状況を見ますと、1社以外、辞退、失格3つ、1社が落札決定ということで、このメンバーを見ますと、この1社以外は大型バスを扱っていない会社だと思っています。

それで、味上議長のところに座っていて感じたんですけれども、令和5年度も同じようなこと、住民バス、鳴峰中のバスがありました。全くこれと同じなんですね。執行状況、1社だけ、あとは辞退、失格です。ですので、令和5年度の例を考えて今回の指名業者なるものを全然検討してないように見受けられるんですけれども、その辺どうですか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

早坂議員のご指摘のありました、入札の業者の内容が改善されてないというご指摘でございます。

町内業者、それから町に指名願を出している業者の中からその項目に該当するものを指名委員会で検討して入札業者を決定しております。その中で、令和5年と同じような内容になっているというのは、そういうスクリーニングといいますか、そのような条件で業者を決めて、委員の中で審議しているという状況がございますので、今のところはそういう取組になっております。改善が必要だという部分で何かご意見等あれば承りたいと考えております。

○議長（味上庄一郎君） 6番早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） 逆に質問されているような感じだったんですが、私が言っているのは、先ほど総務課長は指名願が出ている中の関係業者を指名したんだという説明ですよ。そこで聞きますけれども、この指名した業者は、指名願の中に普通自動車とか大型重車両と全部書かれているはずなんですけれども、例えば私のところでは普通自動車程度までしかできないとか、それが書かれてなくて、全車両をここで売買できますとか、そういう指名参加願になっていますか。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

指名の項目の中に車両とかそういったものでチェックマークを入れるところもありますけれども、それがトラック、乗用車、その辺の細かい規定になっているかというところとそうでないように思っておりますので、その項目を改善して、本来入札すべきでない業者などはこちらでスクリーニング、検索で合致しないことで、今後、納品できない業者が入札業者ということで選定されることのないように改善していきたいと今思っているところでございます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） 6番早坂忠幸君。

○6番（早坂忠幸君） こういうことが毎回続きますと、例を取りますけれども、辞退とか失格した場合、次回は指名に入れないとかそういうことをしてきた経緯もあります。

それから、このように辞退、失格の業者から、どういう理由で辞退したのか聞き取りして、指名願の段階で全車両できるかどうかというのを確認して今後やっていただかないと、ずっとこれは続きますよ。おかしいですよ、やはりね。よろしくお願いします。

○議長（味上庄一郎君） 答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号物品購入契約の締結について（令和7年度加美町立小野田小学校送迎用
スクールバス購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号物品購入契約の締結につ
いて（令和7年度加美町立小野田小学校送迎用スクールバス購入）は原案のとおり可決されま
した。

日程第18 議案第73号 物品購入契約の締結について（令和7年度小型動力消防 ポンプ付積載車購入）

○議長（味上庄一郎君） 日程第18、議案第73号物品購入契約の締結について（令和7年度小型
動力消防ポンプ付積載車購入）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第73号物品購入契約の締結について（令和7年度小型動力消防ポン
プ付積載車購入）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町消防団第1分団第1部第2班（岡町班）、第7分団第1部第4班（根岸
班）、第7分団第2部第4班（米泉班）に配備しておりました小型動力消防ポンプ付積載車3
台が更新時期を迎えましたことから、新たに購入するものでございます。

5月28日、7社を指名して指名競争入札を行いましたところ、株式会社古川ポンプ製作所が
2,360万7,510円で落札いたしましたので、同代表取締役氏家英喜と物品購入契約を締結するた
め、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

なお、納入期限は令和8年3月13日までとしております。

議案資料として指名競争入札に関する調書を添付しておりますので、参考にしていただきた
いと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号物品購入契約の締結について（令和7年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号物品購入契約の締結について（令和7年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。4時50分まで。

午後4時40分 休憩

午後4時50分 再開

○議長（味上庄一郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

日程第19 議案第74号 令和7年度加美町一般会計補正予算（第3号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第19、議案第74号令和7年度加美町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第74号令和7年度加美町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1億2,553万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ149億8,582万2,000円とする補正予算でございます。

主な内容につきましては、河川への油流出対策や町有地の草地回復業務のほか、情報システムの改修、全国瞬時警報システム受信機の更新などに関する予算を追加するものでございます。

歳入の主なものについては、地方交付税として特別交付税1,400万円増、国庫支出金として

活力創出基盤整備交付金3,341万3,000円減、県支出金として家畜由来の堆肥活用促進事業補助金500万円増、基金繰入金として財政調整基金繰入金6,000万円増、町債として町道整備事業債4,260万円増などでございます。

歳出の主なものについては、総務費で情報システム委託料916万6,000円増、衛生費で油流出対応業務委託料3,374万6,000円増、農林水産業費で土づくりセンターホイルローダー更新1,298万円増、商工費でやくらい薬師の湯設備修繕工事160万円増、消防費で全国瞬時警報システム受信機更新委託料590万円増、草地回復業務委託料1,440万1,000円増、教育費で中新田図書館消防設備修繕工事1,298万円増、ドラゴンカヌー大会事業補助金54万6,000円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番です。

今、町長から補正に関して追加の主なものということで説明いただきました。その中におきまして、20ページ、公害対策費の委託料3,374万6,000円、油流出対応業務委託料ということなんですが、この内容についてお聞かせください。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 小野田支所長でございます。

油流出対策業務委託料につきまして、内容といたしましては、これまでも行っておりますが、田んぼから油を吸引する作業の予算と筋川に流れ出る油の回収、それを5月末からなんですけれども専門事業者に委託しておりますので、その委託料の関係で補正を上げております。

以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） その内容ということで、委託料ということで分かりました。

といいますのは、なぜ聞くかということは、4月15日の臨時議会において油流出の調査委託料と業務委託料というのが1,748万円予算化されていたわけです。今回は調査委託料に入っていないということは、既に油流出の原因が定かであるということからして予算化されていないのか、自分勝手な話をさせていただいているんですが、そういうことなのかどうか確認も含めてお願いしたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 小野田支所長でございます。

4月に補正していただいた流出関係の調査業務委託料の中で、ボーリング調査を既に実施して、その結果の報告はまだ届いておりませんが、経過説明ということで、おととい、内容を説明させていただきました。ただ、まだ原因究明まで至っておりません。今後、そのボーリング調査、さらにはほかの検査もしておりますので、その検査の内容を今後関係機関と協議しながら次の調査方法を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） そうしましたら、原因究明の調査をするという答弁をいただきました。ということは、いずれ9月議会もしくは臨時議会において補正される可能性が十分あると私は理解したんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（味上庄一郎君） 小野田支所長。

○小野田支所長（伊藤一衛君） 小野田支所長でございます。

現在、4月15日に補正をお認めいただいた委託料の中でまだ執行していない部分があります、その原因究明の部分ですね。そういった予算の範囲内で調査ができるものところでは思っております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。14番高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 10ページです。先ほど総務課長がお話ししていただきました母子生活支援センターの修繕工事というところで、先ほど途中で止めてしまいましたので、しっかりとここで聞きたいと思います。よろしくお願いします。

あと、31ページの海洋センター事業のカヌーレーシング競技場修繕工事というところで、これの修繕が必要となった経緯と、どのような修繕か。また、同じページのドラゴンカヌー大会事業補助金54万6,000円の内容について、以上お願いします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

10ページの工事請負費ということで予算を計上させていただいております。

まず1点目は、母子生活支援センターの修繕工事でございます。こちらにつきましては、屋根の材料が経年劣化してございまして、あそこの地区は風当たりが強いところで、近隣の住宅の庭にその部材が飛んでいったりということで非常にご迷惑かけている状況がありますので、そちらを修繕する工事に190万円と消費税ということで209万円と、もう一つは桜町の集会所の屋根も経年劣化してございまして、こちらの修繕に係る工事費用ということで37万円と消費税

ということで40万7,000円となっております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木 功君） 生涯学習課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまご質問いただきました31ページの体育施設費の14節工事請負費、カヌーレーシング競技場修繕工事費120万6,000円の内容についてご説明させていただきます。

カヌーレーシング競技場の修繕工事につきましては、去る5月31日に降り続きました大雨の影響、またはダムの放流による影響によりまして、カヌーレーシング競技場にワイヤーでコースレーン、ブイを設置しておりましたけれども、それによりまして流木等がブイに引っかかって、その反動で押さえていたコースレーンが外れ、岸側に流されております。コースの設置及び撤去については、宮城県との覚書を交わしておりまして、その経費については宮城県で負担していただいております。ただ、コースの再設置が必要な場合には加美町で負担することになってございます。

6月に入りまして、東北高校選手権大会、国民スポーツ大会の県予選会、7月には国民スポーツ大会の東北ブロック大会、今年は宮城県が会場になっております。また、ドラゴンカヌー大会も控えてございます。早急な修繕工事が必要でございますので、今回の補正をお願いするものでするものでございます。

次に、保健体育総務費の18節負担金補助及び交付金、ドラゴンカヌー大会事業補助金54万6,000円についてでございますけれども、ドラゴンカヌー大会は今年で第22回を迎えます。前回大会までは加美町が事務局を担っておりました。事務事業等を進めてきておりましたけれども、以前からこの事務事業の運営などを自立した団体に移管できないものかということが課題の一つでございました。そのため、ドラゴンカヌー大会の事務事業移管先の一つといたしまして以前から加美町スポーツ協会側に打診を町からしておったわけですが、組織的にまだ準備段階ということで、今は対応が難しいということで意見をいただいております。

今般、そのスポーツ協会よりドラゴンカヌー大会の事務事業移管について了承する旨の連絡を受けましたので、事務費といたしまして54万6,000円の補正を今回お願いするものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） ほかに質疑ございませんか。14番高橋聡輔君。

○14番（高橋聡輔君） 再度質問させていただきます。先ほどの母子生活支援センターの修繕工事ですね、私、この行政区に住んでいる者として。

風が吹くたびに毎回、これは実は今回が初めてではなく、何度も修繕をしていただい

す。この部分に関しまして、どのような修繕方法をしているのか、毎回飛んでしまうというところもありますし、飛ばないようにするための修繕をしているのか、はたまた、ちゃんとした屋根の形状といいますか、それを戻すような修繕をしているものなのか。というのは、先ほど一般質問でも触れさせていただいたとおり、今は何も使われていない状況のものをただただ飛ばないようにするためだけにずっと直し続けなければいけないとなりますと、非常に非効率なものとなっております。こちらの建物の今後の活用についても考えなければいけないところで、修繕の方法に関しても様々考えられるところがあると思いますので、その辺の修繕の仕方についてお願いいたします。

同様に、カヌーレーシング場の修繕なんですけれども、これは毎回、高校生が大会で使っていて、昨年も豪雨によって流されてということがあります。毎回毎回この修繕、先ほど県が半分出して、コース設置には町から出すというお話があったので、全額ではないわけなんですけれども、これを何とか改善する方法というのが現状あるのかなのか、この2点についてお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐々木 実君） 総務課長です。

修繕の方法から申し上げますと、剥がれたフェルト、飛んだ部材を撤去しまして、そこから雨漏りなどがしないように部材を張りつけて、施設の維持管理に努めるような工法を取ることになると思います。

議員がご心配するように、私たちも2週間ぐらい前に、町長、副町長一緒にその状況を見ていただいて、施設は立派なんですけど、なかなか管理するのにも、公共施設が1つありますという工事なんかも必要になってくるということも現実にありますので、今その岐路に立っているところかなと思っているところでございまして、今年度、公共施設の管理計画の見直しも入ってきてございますので、その辺の情報を共有しながら、町として維持すべきものなのか除却するものなのか検討するときだと私は認識をしておりますので、ご意見等をしっかり受け止めて今後進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 生涯学習課長。答弁、簡潔にお願いします。

○生涯学習課長（佐々木 功君） 生涯学習課長でございます。よろしくお願い申し上げます。

カヌーレーシング競技場が流されたのは今回が初めてではないんですけれども、5月に流されたのが初めてということでございます。去年以前については6月の中旬とか7月の中旬とか、そういうときに流された経緯はあるんですけれども、その際は設置業者に企業努力として簡易

的にブイを浮かせていただくとかそういう感じで今まではやっていただいております。

ただ、今年に関しては、先ほど申し上げましたけれども、東北選手権であったり国民スポーツ大会の東北ブロック大会があるということで、これは何としても直さなければいけないということもございます。毎回流されるのはやはりどうかと思いますので、設置業者と協議をして、大雨が降る前にブイを取り外せるかどうか、そういったことも今後協議していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 16ページ、17ページ、18ページにわたるんですが、こども家庭課関係なんですが、16ページの会計年度任用職員の報酬が減額になっております。17ページではこども家庭センターに新たに公認心理師謝礼ということで331万2,000円、次のページの18ページ、逆に、項目を変えたと思うんですが、こども家庭課の公認心理師謝礼が減額になっている、この辺のいきさつについてご説明いただきたいと思います。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

この春、組織改編が行われまして、それによります所管替えということで、若干の予算が残っておりますが、ほとんど所管替えで組み替えております。以上でございます。

○議長（味上庄一郎君） 9番木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 組替えは分かりました。

それで、16ページの会計年度任用職員の月給が減っているということは、本当は1人入れたいんだけど、集まらないとか、応募がないとか、そう考えてよろしいのか、今の体制で間に合っているのか、その辺お願いします。

○議長（味上庄一郎君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） 説明が足りませんで、すいません。

こども家庭課からこども家庭センターへ人も動きまして、その分が家庭センターに入っております。よろしくお願いいたします。

○議長（味上庄一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号令和7年度加美町一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号令和7年度加美町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第75号 令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第20、議案第75号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第75号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ27億6,002万9,000円とする補正予算でございます。

歳入の主なものについては、繰入金として一般会計繰入金2万9,000円増、歳出の主なものについては総務費でオンライン資格確認市町村運営負担金2万9,000円増でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号令和7年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第76号 令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（味上庄一郎君） 日程第21、議案第76号令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第76号令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、収益的支出において配水及び給水費の保険料で7万1,000円、総係保険料で3万4,000円を増額し、予備費を10万5,000円減額するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号令和7年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第77号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（味上庄一郎君） 日程第22、議案第77号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 議案第77号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会委員野村清正委員の任期が令和7年6月25日までとなっている

ことから、引き続き同氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期は令和7年6月26日から4年間となります。

議案資料として略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味上庄一郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

本件は、人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第77号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で表決を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（味上庄一郎君） ただいまの出席議員は14名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に7番三浦又英君、8番伊藤由子さんを指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、開票立会人に7番三浦又英君、8番伊藤由子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（味上庄一郎君） 念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記入願います。なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（味上庄一郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票においては、議席で投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長指名点呼〕

〔投 票〕

○議長（味上庄一郎君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。7番三浦又英君、8番伊藤由子さんに開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（味上庄一郎君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数	14票
うち 有効投票	14票
無効投票	なし

有効投票のうち

賛成 14票

反対 なしであります。

以上のとおり、賛成が全員であります。よって、議案第77号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第23 議員派遣の件について

○議長（味上庄一郎君） 日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、議員の派遣について資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件について、このとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第24 閉会中の継続調査について

○議長（味上庄一郎君） 日程第24、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務産業常任委員会委員長三浦又英君より、安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について、産業振興について、行財政改革の進捗状況と政策課題について、教育民生常任委員会委員長早坂伊佐雄君より、学校教育及び生涯学習の充実について、共生社会の実現に向けた保健・医療及び福祉体制の充実について、議会広報常任委員会委員長高橋聡輔君より「議会だより」の編集に関する事項について、議会運営委員会委員長木村哲夫君より、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会改革・議会活性化等について、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長三浦英典君より放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について、鳴瀬川ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂伊佐雄君より鳴瀬川ダム建設に関する事項について、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会委員長早坂忠幸君より再生可能エネルギー発電事業等に関する事項について、以上7委員会から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は6月13日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味上庄一郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、令和7年加美町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後5時30分 閉会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年6月11日

加美町議会議長 味 上 庄一郎

署 名 議 員 沼 田 雄 哉

署 名 議 員 伊 藤 淳